平成２３年（フ）第１４４７号
京都府城陽市久世南垣内113番地の１　大島ハイツ201号
債務者　泉　真由美（旧姓藺牟田）
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８４号
京都市伏見区深草西浦町１丁目14番地　メゾン和倉202
債務者　山口　幸子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１７９９号
京都市南区吉祥院西浦町136番地28
債務者　今井　和子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８０６号
京都府八幡市男山石城２番地―Ｂ32―305
債務者　山本　有加
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第９８７号
兵庫県西宮市門戸荘７番28号
債務者　小西　広大
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３３０号
奈良市藤ノ木台１丁目１番90号
債務者　小柴　玉青
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５２６号
奈良市大宮町４丁目306番地の１　コーポサンライズ２―Ｂ号
債務者　内門　公子
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６０号
奈良市東九条町1424番地　北和県住７―107号
債務者　釆野　禮子
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５６９号
奈良県大和郡山市紺屋町23番地１　アーバンハイム郡山206号
債務者　吉井　光弘
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５８８号
奈良県天理市田町265番地９
債務者　鈴木　　陽
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第１７７号
広島県呉市三条１丁目６番７号
債務者　山下真由美
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１９１号
広島県呉市上山田町７番５号
債務者　中西　照廣
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第５２７号
鹿児島県鹿児島市和田１丁目39番20号
債務者　丸野　浩一
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５５９号
鹿児島県鹿児島市郡元町１番16号キャッスル竹井201号
債務者　辻　しづ子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５７５号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目25番地２
債務者　佐々木信彦
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５８３号
鹿児島県鹿児島市小原町44番１号、住民票上の住所宮崎県都城市早鈴町13街区５号
債務者　門田見和紀
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第５９１号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目21番20号ダイムビル405号
債務者　田尻　廣利
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係